

環循事発第 2302225 号
令和 5 年 2 月 22 日

福島地方環境事務所長 殿

環境再生・資源循環局
環境再生事業担当参事官
(公印省略)

「除染特別地域内における除染等工事に係る設計労務単価等について」
の運用に係る特例措置について

「除染特別地域内における除染等工事に係る設計労務単価等について」(令和 5 年 2 月 22 日付け環循事発第 2302221 号)により、令和 5 年 3 月 1 日から適用する除染等工事設計労務単価(以下「新除染等労務単価」という。)が決定され、令和 4 年 3 月から適用した除染等工事設計労務単価(「除染特別地域内における除染等工事に係る設計労務単価等の改定について」(令和 4 年 2 月 28 日付け環循事発第 2202284 号)において定められた除染等工事設計労務単価。以下「旧除染等労務単価」という。)に比して全職種で上昇したところである。

これに伴い、労務単価等の取扱いに関し、下記のとおり特例措置を定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

記

第一 措置の概要

新除染等労務単価の決定に伴い、第二に定める工事の受注者は、工事請負契約書(「請負契約書等の制定について」(平成 14 年 7 月 1 日付け環境会発第 489 号)第 55 条の規定に基づく請負代金額の変更の協議を請求することができるものとする。

第二 具体的な取扱い

- (1) 令和 5 年 3 月 1 日以降に契約を締結する工事のうち、予定価格の積算に当たつて旧除染等労務単価を適用したものについては、次の方により算出された請負

代金額に契約を変更するものとする。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 k 」は、それぞれ次に掲げるものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新除染等労務単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格

k ：当初契約時点の落札率

- (2) 令和5年2月28日以前に契約を締結した工事のうち、同年3月1日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」(平成26年2月24日付け環境会発第1402244号) 1. (1) 及び2. から8. まで(4. (3) を除く。)の規定を準用するものとする。

第三 その他

落札者決定通知後の工事にあっては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結するものとする。また、契約締結後の工事にあっては、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明するものとする。